岩手県動物愛護推進員設置要領

1 趣 旨

この要領は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)第 38 条に規定する動物愛護推進員について必要な事項を定めるものとする。

2 名 称

動物愛護推進員を「岩手県動物愛護推進ボランティア(以下「推進ボランティア」という。)」と称する。

3 動物愛護推進ボランティアの活動

- (1) 推進ボランティアは、動物の適正な取扱いの普及や動物愛護意識の高揚を図り、人と動物が共生する社会づくりを推進するため、次のボランティア活動を行う。
 - ア 犬、ねこ等の動物の適正な飼養と愛護の重要性について住民の理解を深めること。
 - イ 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
 - ウ 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に 適正飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援を すること。
 - エ 犬、ねこ等の動物の適正な飼養と愛護の推進のために国、岩手県(広域振興局の保健福祉環境部等)及び市町村が行う施策に必要な協力をすること。
- (2) 推進ボランティアが活動を行う場合には、適正飼養等の助言を受ける者の人格を尊重するとともに、プライバシーの保護に配慮し、公平な対応を行うものとする。
- (3) 推進ボランティアは、岩手県(広域地方振興局の保健福祉環境部等)が主催する研修会に参加すること等により、動物の適正飼養と愛護の推進について自己啓発に努めるものとする。

4 委 嘱 等

- (1)推進ボランティアは、岩手県内に在住する20歳以上の者であって、動物の適 正飼養と愛護の推進に熱意と識見を有することを要件とする。
- (2)知事から推薦依頼を受けた(社)岩手県獣医師会、岩手県内の動物愛護団体等は、 推薦書(様式第1号)に略歴書(様式第2号)及び承諾書(様式第3号)を添え て推進ボランティアの候補者を知事に推薦するものとする。

- (3) 知事は、推薦のあった者のなかから選考のうえ、広域振興局の保健福祉環境部等毎に犬の登録頭数等を考慮して委嘱するものとし、委嘱状(様式第4号)及び岩手県動物愛護推進ボランティア証(様式第5号)(以下「推進ボランティア証」という。)を交付する。
- (4)推進ボランティアは、活動に際して推進ボランテイア証を携帯するものとする。

5 任期

推進ボランティアの任期は、委嘱年月日から翌年度の3月31日までとし、再任 は妨げない。

6 解 任

- (1) 知事は、推進ボランティアが次の各号のいずれかに該当する場合は、任期中であっても解任することができる。
 - ア ボランティア活動を実施することに支障があり、又はこれに堪えない場合
 - イ 推進ボランティアとしてふさわしくない行為をした場合
 - ウ 本人から辞任の申出があった場合(様式第6号)
- (2) 推進ボランティアは、前項の規定により解任又は辞任した場合は、推進ボランティア証を知事に返還するものとする。

7 報告

- (1)推進ボランティアは、活動の実績を岩手県動物愛護推進ボランティア活動状況報告書(様式第7号)により住所地を管轄する広域振興局の保健福祉環境部等を経由し、知事(環境生活部県民くらしの安全課)へ報告するものとする。
- (2)報告の提出は、半期ごととし、半期終了月の翌月20日までに行うものとする。
- (3)推進ボランティアは、その活動に伴い事故等が発生した場合は、速やかに管轄の広域振興局の保健福祉環境部等に報告するものとする。

8 事 務 局

事務局は、岩手県環境生活部県民くらしの安全課内に設置するものとする。

9 そ の 他

この要領に定めるもののほか、推進ボランティアについて必要な事項は、別に岩手県環境生活部県民くらしの安全課総括課長が定める。

附則

- この要領は、平成17年2月 1日から施行する。
- この要領は、平成19年2月10日から施行する。
- この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年1月4日から施行する。

年 月 日

岩手県知事

様

機関 • 団体名

代表者職氏名

印

推 薦 書

動物の愛護及び管理に関する法律第38条に規定する動物愛護推進 員(動物愛護推進ボランティア)として、次の者を推薦します。

記

NO	(soy sta) 氏 名	住 所	生年月日	備考

略 歴書

年 月 日現在

(ふりがな) 氏 名		性 別	男・女
所属団体 (役職名)		生年月日	年 月 日生 (満 歳)
自宅住所	郵便番号	連絡先	
職業		,	
主な活動内容			
主な活動地域			
情報の公表の 可 否		主所 (可 連絡先 (可	• 不可)
資 格 特記事項	· 八石(引 · 小刊)		· /[۲۴] /

[※] 写真(上半身、無帽、正面向き)を1枚添付してください。(貼付はしないでください。) 写真のサイズは、縦 $3\,\mathrm{cm} imes$ 横 $2.5\,\mathrm{cm}$ とし、裏面に所属、氏名、生年月日を記入してください。

承 諾 書

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第38条に規定する動物愛護推進員(動物愛護推進ボランティア)に就任することを承諾します。

年 月 日

機関·団体名

住 所

氏 名 印

岩手県知事

様

委 嘱 状

氏 名

様

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第38条の規定に基づき動物愛護推進員(動物愛護推進ボランティア)を次のとおり委嘱します。

年 月 日

岩手県知事

委嘱期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(写 真)

岩手県動物愛護推進ボランティアの証

氏 名

生年月日

上記の者は動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第38条の規定に基づく動物愛護推進員(動物愛護推進ボランティア)であることを証します。

平成 年 月 日

岩手県知事

印

委嘱期間

平成 年 月 日から平成 年 3月31日まで

(裏)

岩手県動物愛護推進ボランティア設置要領(平成19年4月10日施行)抜粋

1 趣旨

この要領は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)第 38 条に規定する動物愛護推進員について必要な事項を定めるものとする。

2 名 称

動物愛護推進員を「岩手県動物愛護推進ボランティア(以下「推進ボランティア」という。)」と称する。

3 動物愛護推進ボランティアの活動

- (1) 推進ボランティアは、動物の適正な取扱いの普及や動物愛護意識の高揚を図り、人と動物が共生する社会づくりを推進するため、次のボランティア活動を行う。
 - ア 犬、ねこ等の動物の適正な飼養と愛護の重要性について住民の理解を深めること。
 - イ 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能 にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
 - ウ 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正飼養を受ける機会を与える ために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
 - エ 犬、ねこ等の動物の適正な飼養と愛護の推進のために国、岩手県(広域振興局の保健福祉環境部等)及び 市町村が行う施策に必要な協力をすること。
- (2) 推進ボランティアが活動を行う場合には、適正飼養等の助言を受ける者の人格を尊重するとともに、プライバシーの保護に配慮し、公平な対応を行うものとする。
- (3) 推進ボランティアは、住所地を管轄する広域振興局の保健福祉環境部等が主催する研修会に参加すること等により、動物の適正飼養と愛護の推進について自己啓発に努めるものとする。

辞 任 届

私ことは、により

動物愛護推進員(動物愛護推進ボランティア)を辞任したいので届出ます。

平成 年 月 日

機関·団体名

住所

氏名 印

岩手県知事

様

動物愛護推進ボランティア活動状況報告書

年 月 日

岩手県知事 様

動物愛護推進ボランティア

氏 名

平成 年度上半期(下半期)の活動状況は、次のとおりです。

記

年月日	活動内容	分類	対象人数	摘要
			人	
			人	
			人	
			人	
			人	
			人	
			人	
			人	
			人	
			人	

- ※「分類」欄には、活動内容について次のカタカナのうち最も該当するものをひとつ選び記入すること。
- ア 動物の適正な飼養と愛護の重要性について住民の理解を深めること
- イ みだりに繁殖することを防止するための措置に関する必要な助言をすること
- ウ 譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること
- エ 国、県及び市町村が行う施策に必要な協力をすること